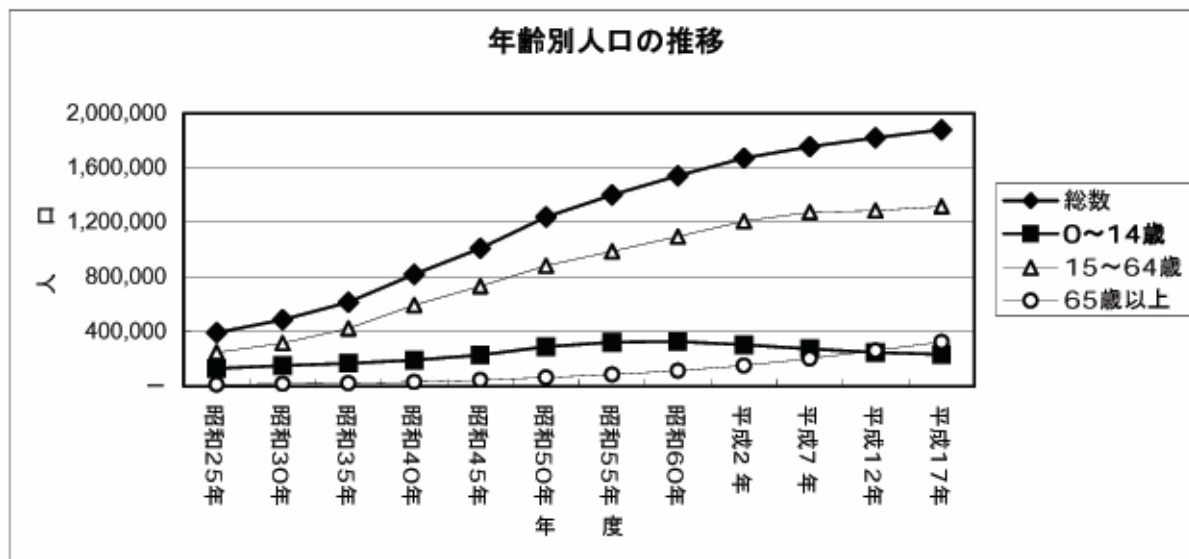


学校予定地の廃止に伴う都市計画の変更について

1 学校予定地の現状

・札幌市では従前から、札幌市住区整備基本計画（住区計画）に基づき、将来的に学校が必要となりそうな場所に学校用地を確保してきたが、昨今の急激な少子化傾向等の社会状況の変化により子どもの数が減少しているため、学校を新設するに至らず、事業化見通しの立たないまま学校予定地の保有が長期にわたっている。



2 事業化されていない学校予定地

	学校予定地	所在地	位置づけ		暫定利用	備考
			都市計画決定	地区計画		
都市計画的な位置づけあり	新川北地区小	北) 新琴似 4-15	○		老人農園	
	太平東地区小	北) 篠路 1-6	○		スポーツ広場	
	富丘地区小	手) 富丘 5-4	○		スポーツ広場	
	東月寒南地区小	豊) 月寒東 3-18	○		運動広場	
	清田西地区小	清) 清田 6-1	○			
	真栄南地区小	清) 真栄 5-2	○	○ 真栄第二地区	スポーツ広場	※
	中の沢地区小	南) 中ノ沢 4	○	○ 中の沢地区	野球場	※
	屯田東地区中	北) 屯田 6-4		○ 屯田地区	スポーツ広場	用途地域等も変更必要
都市計画的な位置づけなし	福住地区小	豊) 福住 1-7				
	星置西地区小	手) 星置 2-7			運動広場	
	里塚南地区中	清) 真栄 5-5			老人農園	
	宮の沢地区中	西) 発寒 8-14				
	宮の沢東地区小	手) 西宮の沢 3-1 (換地後)				土地区画整理事業中 H21.3換地終了予定
	新川西地区小	北) 新川西 2-4				
	新川北地区中	北) 新川西 3-4				

□ : 今回の都市計画変更の対象

※ 真栄南地区小については土地利用の内容等を、中の沢地区小については、跡地利用策を検討中のため、それぞれ取扱いが確定後に都市計画変更の手続きを行うこととする。

3 学校の都市計画の変更

(1) 都市計画の変更の内容

ア 位置

- | | |
|-----------|--|
| ① 新川北地区小 | 北区新琴似 4 条 15 丁目 241 番 1 (面積: 16,341.80 m ²) |
| ② 太平東地区小 | 北区篠路 1 条 6 丁目 5 番 433 ほか (面積: 12,855.00 m ²) |
| ③ 富丘地区小 | 手稲区富丘 5 条 4 丁目 2 番 1 ほか (面積: 16,803.84 m ²) |
| ④ 東月寒南地区小 | 豊区月寒東 3 条 18 丁目 225 番 3 ほか (面積: 15,860.38 m ²) |
| ⑤ 清田西地区小 | 清田区清田 6 条 1 丁目 21 番 1 ほか (面積: 18,474.01 m ²) |

イ 都市計画の変更の内容

学校として都市計画決定している 5 校について、都市計画を変更(廃止)する。

(2) 各学校予定地の経緯

ア 新川北地区小(北区新琴似 4・15)

- ・過大規模校であった既存小学校の分離新設予定地として昭和 53 年に取得。
- ・昭和 55 年に 1 小学校を分離新設。その後、児童数は若干増加したが、当該地に新設が必要な状況までには至らず、現在に至る。
- ・今後の学級数も、ほぼ現状のまま推移する見込である。

イ 太平東地区小(北区篠路 1・6)

- ・篠路・太平地区の宅地開発による児童数の増加に備えて昭和 40 年に取得。
- ・昭和 55 年までに 3 小学校が新規に開校したが、その後児童数は減少傾向にあり、当該地に小学校が建設されないまま、現在に至る。
- ・今後の学級数も、ほぼ現状のまま推移する見込である。

ウ 富丘地区小(手稲区富丘 5・4)

- ・昭和 56 年から行われた土地区画整理事業による宅地開発に伴う児童数の増加に備えて昭和 55~60 年に取得。
- ・当該用地周辺では昭和 62 年までに 3 校が分離新設したが、その後分離新設が必要な状況には至らず、現在に至る。
- ・今後の学級数も、ほぼ現状のまま推移する見込である。

エ 東月寒南地区小(豊平区月寒東 3・18)

- ・昭和 48~54 年にかけて取得。
- ・昭和 50 年までに 2 小学校が分離新設。その後も宅地開発による児童数の増加は続いたが、分離新設が必要な状況には至らず、現在に至る。
- ・今後の学級数も、ほぼ現状のまま推移する見込である。

オ 清田西地区小(清田区清田 6・1)

- ・昭和 62 年から行われた土地区画整理事業による宅地開発に伴う児童数の増加に備えて平成元~2 年度に取得。
- ・清田地区では昭和 59 年までに 2 小学校が分離新設。その後も児童数の増加は続いたが、分離新設が必要な状況には至らず、現在に至る。
- ・今後の学級数も、ほぼ現状のまま推移する見込である。

(3) 変更の理由

- ・先行取得してきた学校予定地について、児童数の減少等により将来的にも新設校用地として不要と判断したことから、学校建設を断念し、都市計画の変更を行う。

4 屯田地区に関連する都市計画の変更

(1) 概要

ア 位置

- ・札幌市北区屯田 6 条 4 丁目 2 番 1 ほか（面積：20,035.01 m²）



イ 都市計画の変更の内容

- ・用途地域の変更（第二種中高層住居専用地域 ⇒ 第一種低層住居専用地域）
- ・特別用途地区の変更（指定なし ⇒ 戸建住環境保全地区）
- ・高度地区の変更（27m高度地区 ⇒ 北側斜線高度地区）
- ・地区計画の変更（地区整備計画なし ⇒ 地区整備計画〔低層一般住宅地区〕）

(2) 当該地の経緯

- ・昭和 58 年より行われた土地区画整理事業による宅地開発に伴う生徒数の増加に備え、屯田東地区中学校予定地として、昭和 63～平成元年に取得。
- ・屯田地区では、平成 17 年までに 2 中学校が分離新設しているが、今後生徒数は横ばい～微増で推移し、分離新設が必要な状況には至らないと予測している。
- ・当該地の都市計画については、土地区画整理事業の土地利用計画において中学校予定地としたことを踏まえ、用途地域を第二種住居専用地域（法改正に伴い、平成 8 年に第二種中高層住居専用地域に変更）に指定した。地区計画においても、中学校予定地と位置づけており、地区整備計画は定めていない。

(3) 変更の理由

- ・中学校用地の廃止に伴い、中学校の立地を前提とした都市計画の必要性がなくなったことから、周辺の低層住宅地との調和を図り、また居住環境の悪化を未然に防止して良好な住環境を保護するため、上記都市計画の変更を行う。

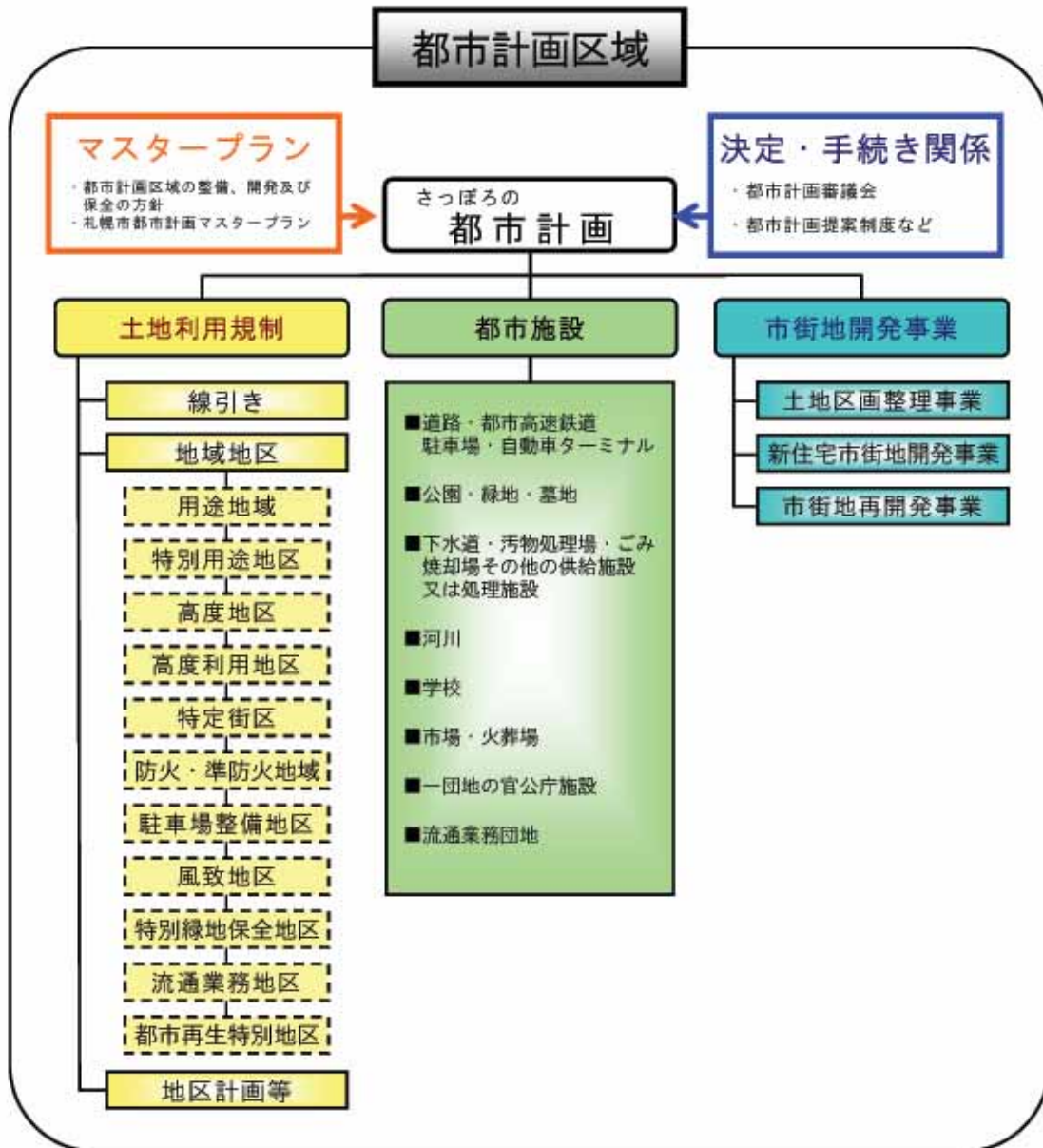
5 補足

(1) 札幌市における都市計画について

札幌市における都市計画の体系をあらわすと、下の図のようになります。

今回の案件である5校（新川北地区小、太平東地区小、東月寒南地区小、清田西地区小、富丘地区小）の予定地は、「都市施設」の中の「都市計画学校」として都市計画決定しております。

屯田東地区中予定地では、「都市施設」としての都市計画決定はしていませんが、学校建設を前提に、「用途地域」、「特別用途地区」、「高度地区」について、周辺と異なる制限として都市計画決定しており、「地区計画」においても学校として位置づけています。



(2) 札幌市住区整備基本計画について

札幌市住区整備基本計画（住区計画）は、徒歩による生活圏をひとつの単位（住区）とし、住区内に道路・学校・公園を適正に配置し、地域のまちづくりを計画的に進める基本方針です。

1つの住区の目安は概ね1km四方（100ha）、人口でいえば1万人程度としています。住区計画上の学校の配置としては、小学校は1住区に1校、中学校は2住区に1校を標準としています。

住区計画の対象区域は、市街化区域のうち、概ね計画策定時（昭和45年）の人口集中地区などを除いた約15,000haです。